日本と大きく社会保険制度が異なる国々の場合

夫婦・共働き
【収入比 3:1】

※ 社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリス、カナダ、スウェーデンは医療に税方式が採用されている点で、アメリカは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しない点で、オランダは一部の公的医療保険に係る保険料が保険者たる民間保険会社ごとに異なるため、負担率の計算上これを含めることができないなどの点で、日本と社会保険制度が大きく異なるため、比較の対象としていない。

個人所得課税の実効税率

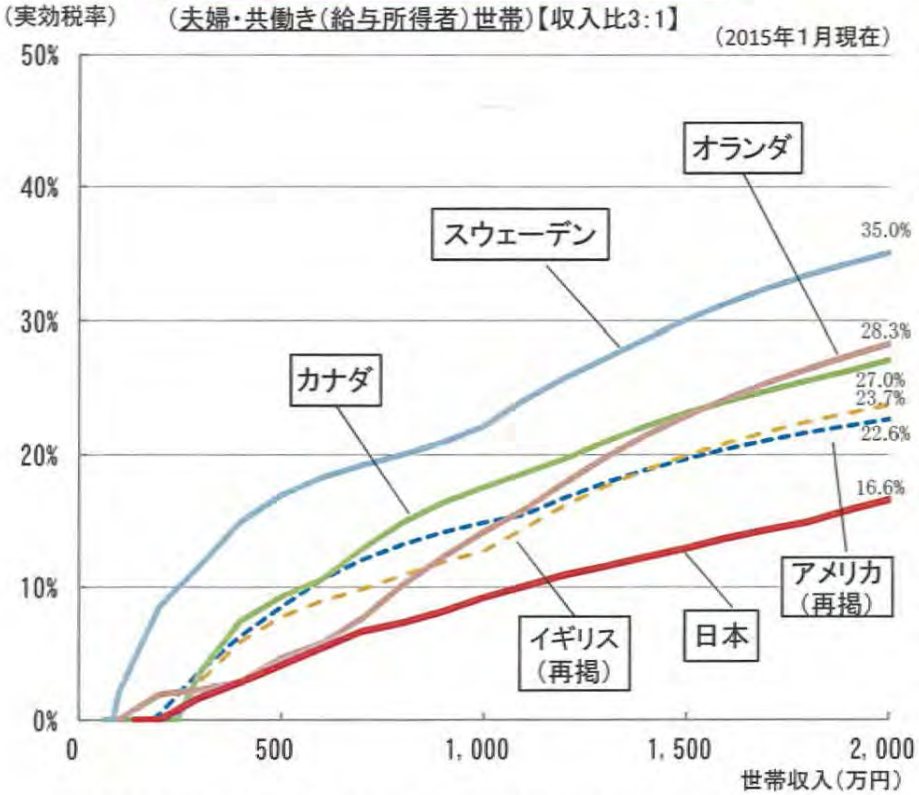

個人所得課税及び社会保険料の実効負担率

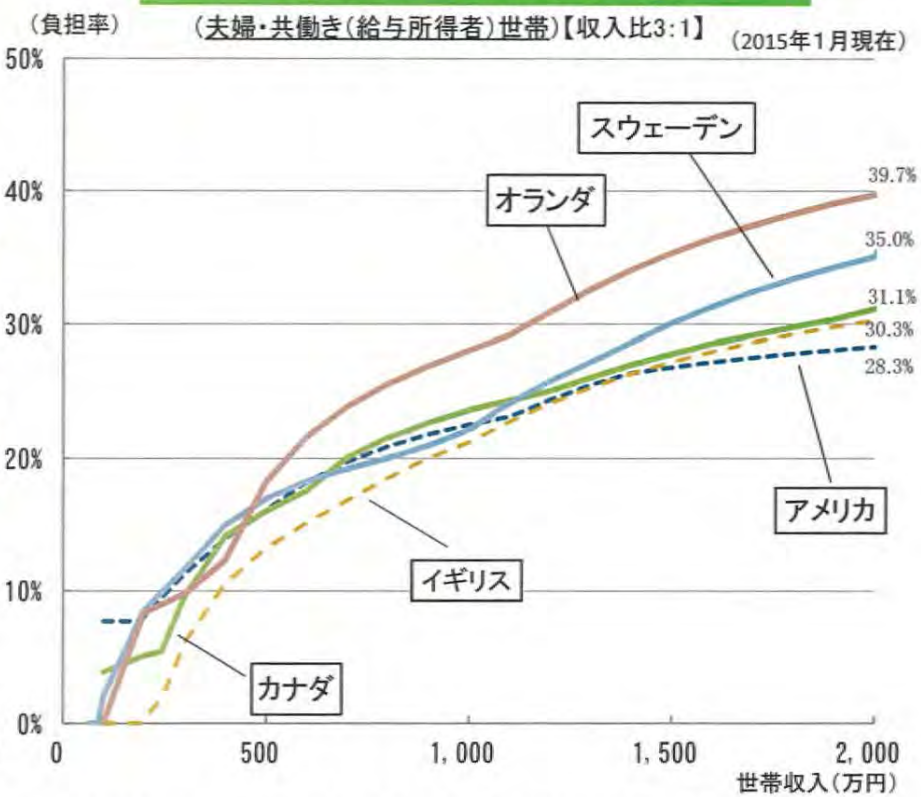

(注1) 個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税(所得割)及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府(郡・市等)により所得税が課されうるが、本資料においてはこれを加味していない。カナダについては所得税及びオンタリオ州所得税が含まれる。スウェーデンについては所得税及び地方所得税(定率29.78%(ストックホルム市の場合))が含まれる。各国において個人所得課税の負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみ考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除(全額給付措置)等の措置は考慮していない。

(注2) 社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、アメリカについては被用者に適用される老齢・遺族・障害年金・メディケア・パートAの保険料率、オランダについては老齢年金・一般遺族年金・特別医療費保険の保険料率、カナダ・スウェーデンについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

(備考) グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円、1カナダドル=103円、1スウェーデン・クローネ=16円(基準・裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。

日本・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランスの場合

夫婦・共働き
【収入比 3:2】

※ 社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリスでは医療に税方式が採用されていることやアメリカでは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しないことから比較の対象としていない。

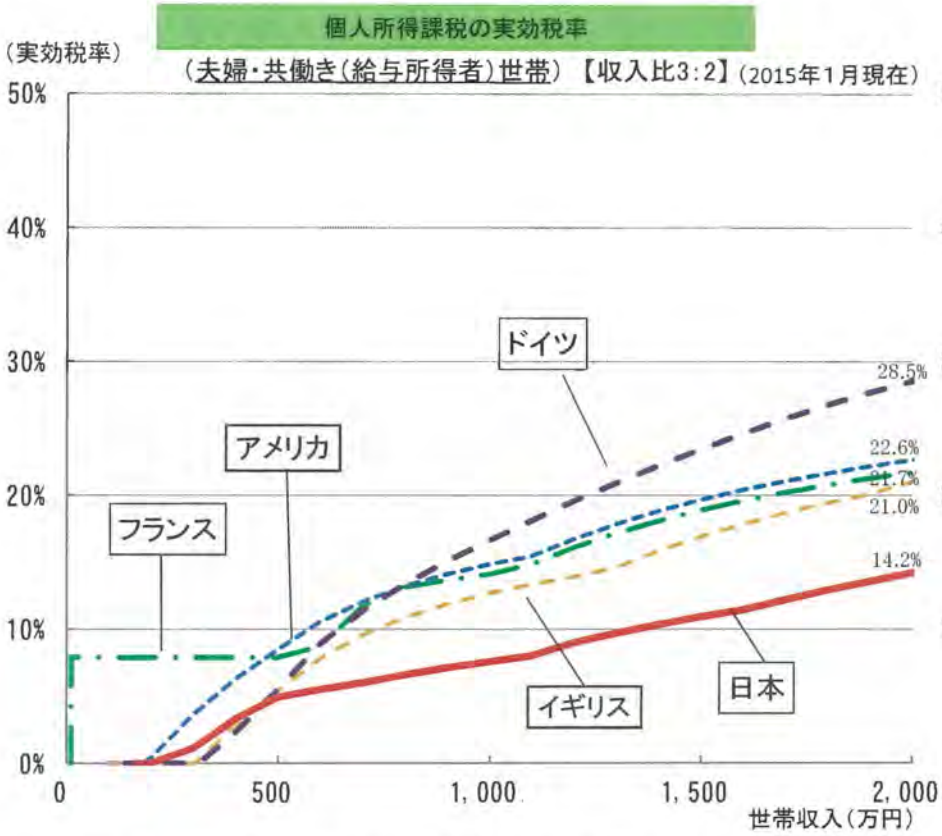

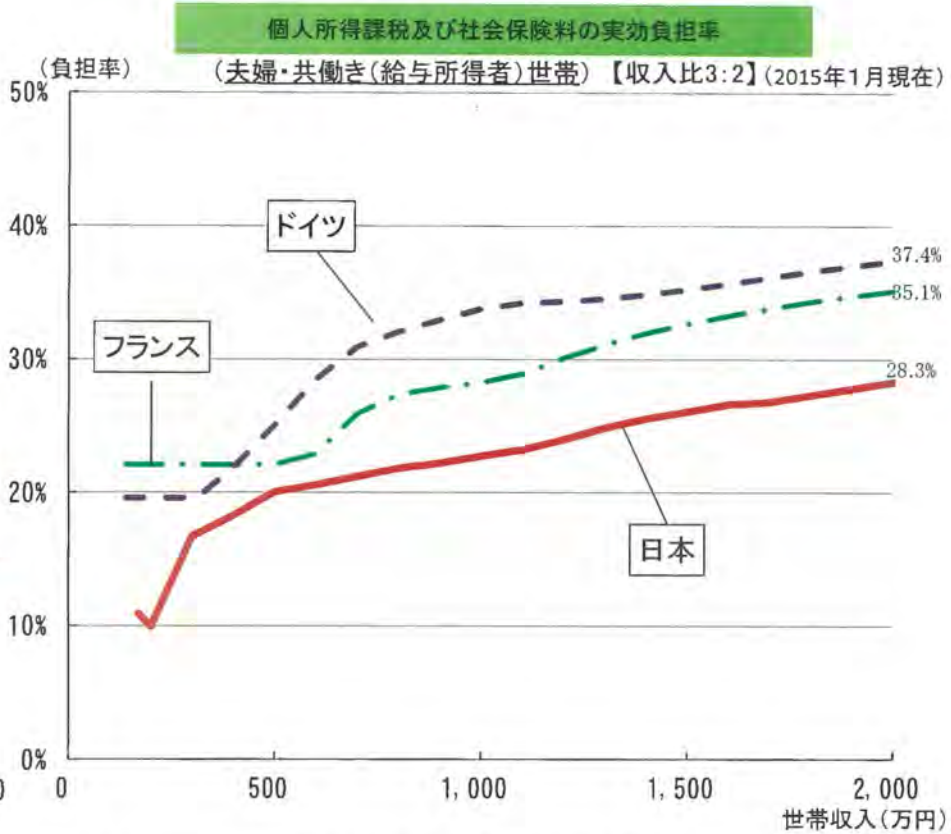

（注1） 個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（郡・市等）により所得税が課されうるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税（算出税額の5.5%）が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税（一般社会税等：所得税とは別途、収入に対して定率（合計8%）で課される）が含まれる。なお、同国では、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、所得に対して0%～4%（3段階）の高額所得に対する所得課税が課される（ただし、上記図中においてはこれを加味していない）。各国において負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。

（注2） 社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、ドイツ・フランスについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

（備考） グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル＝116円、1ポンド＝183円、1ユーロ＝145円（基準・裁定外国為替相場：平成27年（2015年）1月中適用）。

日本と大きく社会保険制度が異なる国々の場合

夫婦・共働き
【収入比 3:2】

※　社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリス、カナダ、スウェーデンは医療に税方式が採用されている点で、アメリカは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しない点で、オランダは一部の公的医療保険に係る保険料が保険者たる民間保険会社ごとに異なるため、負担率の計算上これを含めることができないなどの点で、日本と社会保険制度が大きく異なるため、比較の対象としていない。

個人所得課税の実効税率

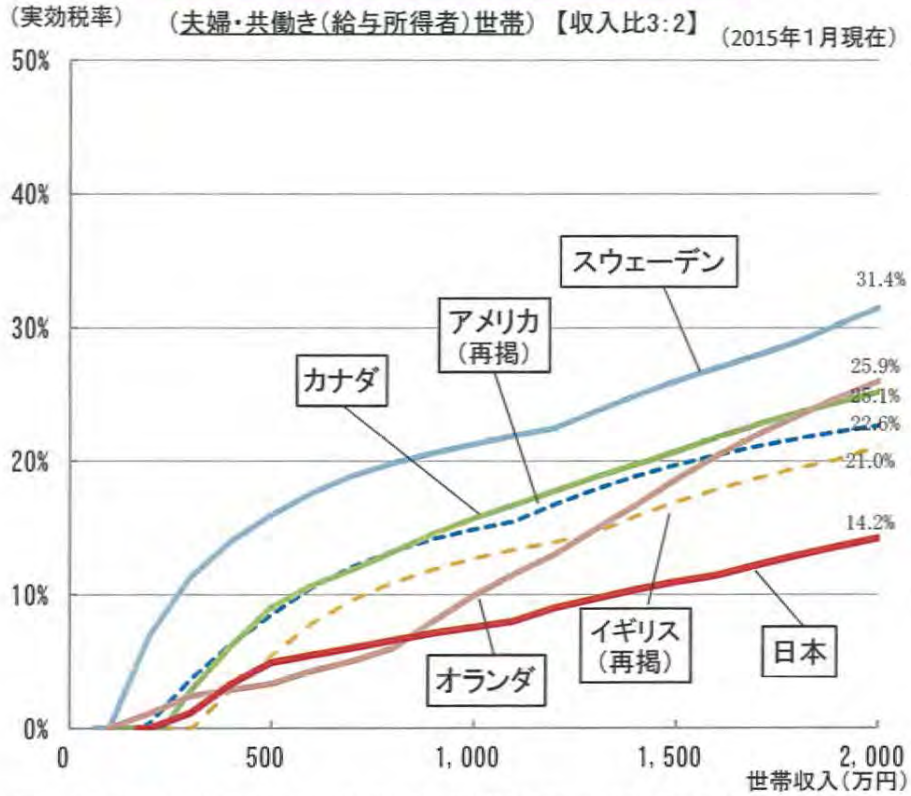

個人所得課税及び社会保険料の実効負担率

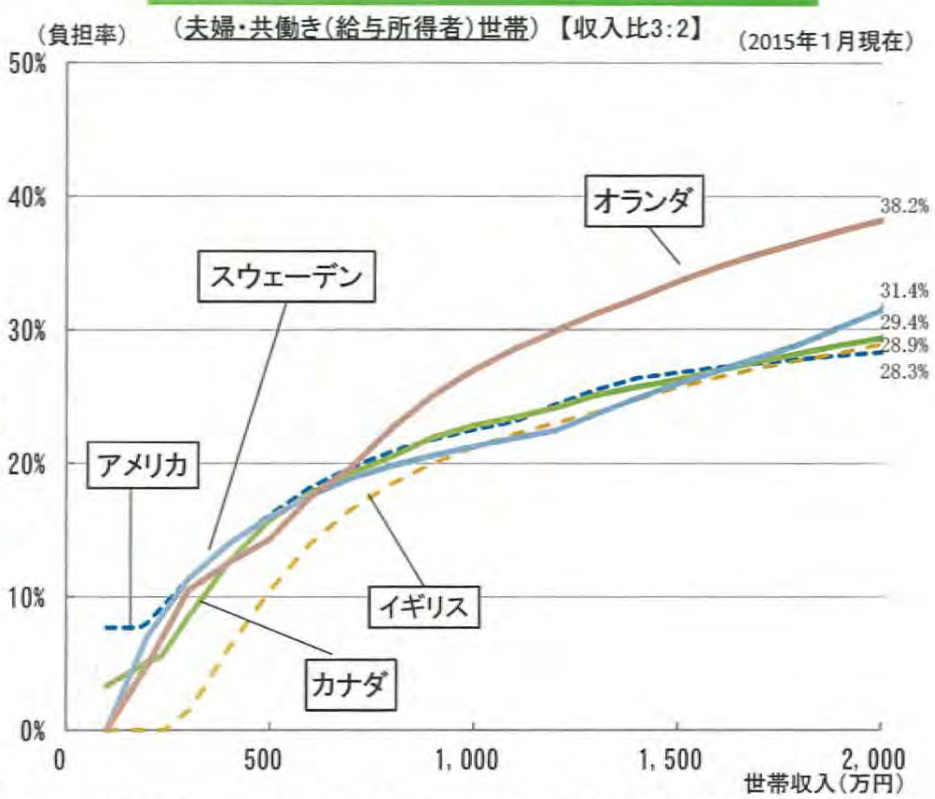

（注1）個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（郡・市等）により所得税が課されうるが、本資料においてはこれを加味していない。カナダについては所得税及びオンタリオ州所得税が含まれる。スウェーデンについては所得税及び地方所得税（定率29.78%（ストックホルム市の場合））が含まれる。各国において個人所得課税の負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみ考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。

（注2）社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、アメリカについては被用者に適用される老齢・遺族・障害年金・メディケア・パートAの保険料率、オランダについては老齢年金・一般遺族年金・特別医療費保険の保険料率、カナダ・スウェーデンについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

（備考）グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル＝116円、1ポンド＝183円、1ユーロ＝145円、1カナダドル＝103円、1スウェーデン・クローネ＝16円（基準・裁定外国為替相場：平成27年（2015年）1月中適用）。

日本・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランスの場合

夫婦子2人・片働き

※　社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリスでは医療に税方式が採用されていることやアメリカでは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しないことから比較の対象としていない。

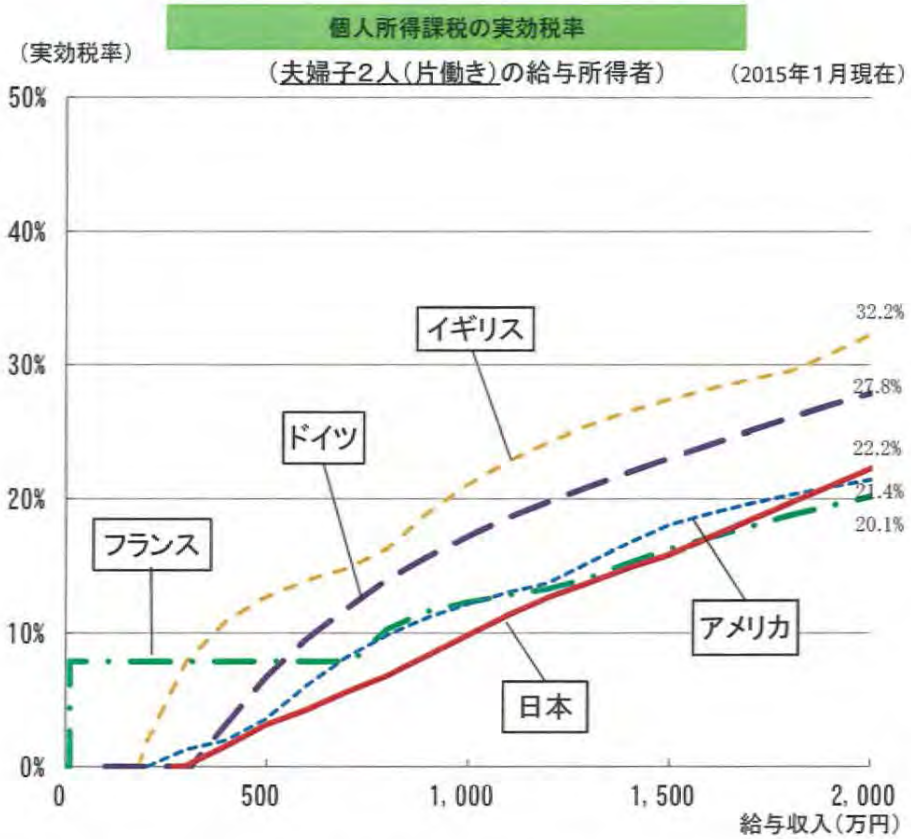

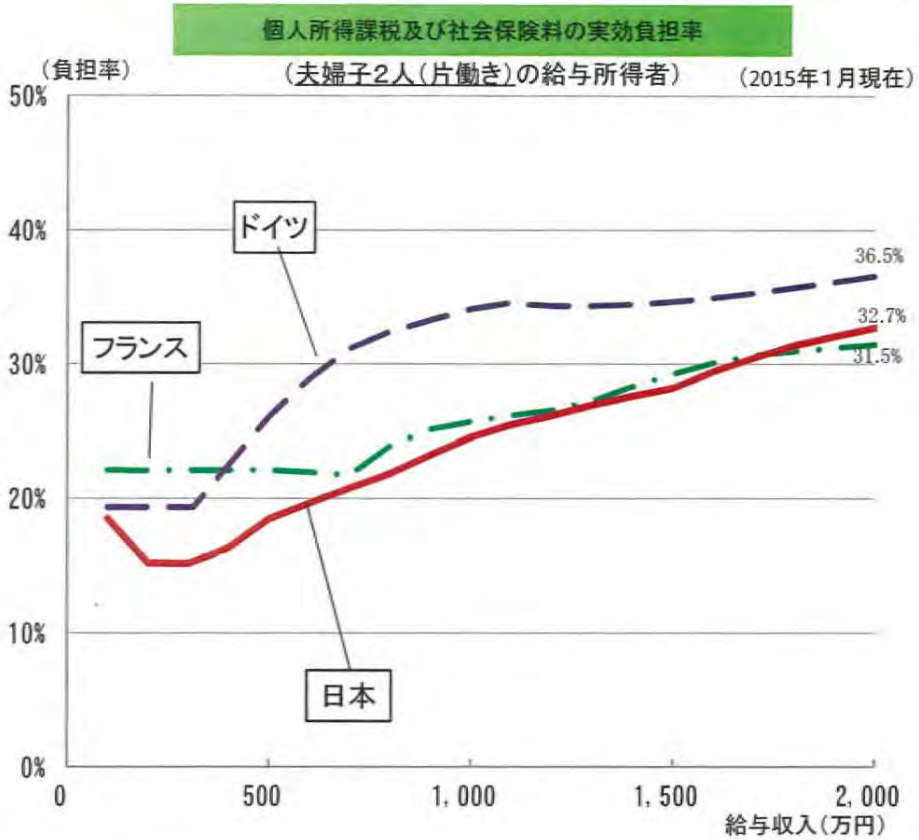

（注1）個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（郡・市等）により所得税が課されうるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税（算出税額の5.5%）が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税（一般社会税等：所得税とは別途、収入に対して定率（合計8%）で課される）が含まれる。なお、同国では、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、所得に対して0%～4%（3段階）の高額所得に対する所得課税が課される（ただし、上記図中においてはこれを加味していない）。各国において負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。

（注2）社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、ドイツ・フランスについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

（注3）比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が16歳として計算している。

（備考）グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル＝116円、1ポンド＝183円、1ユーロ＝145円（基準・裁定外国為替相場：平成27年（2015年）1月中適用）。

日本と大きく社会保険制度が異なる国々の場合

夫婦子2人・片働き

※　社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリス、カナダ、スウェーデンは医療に税方式が採用されている点で、アメリカは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しない点で、オランダは一部の公的医療保険に係る保険料が保険者たる民間保険会社ごとに異なるため、負担率の計算上これを含めることができないなどの点で、日本と社会保険制度が大きく異なるため、比較の対象としていない。

個人所得課税の実効税率

（実効税率）　（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）　（2015年1月現在）

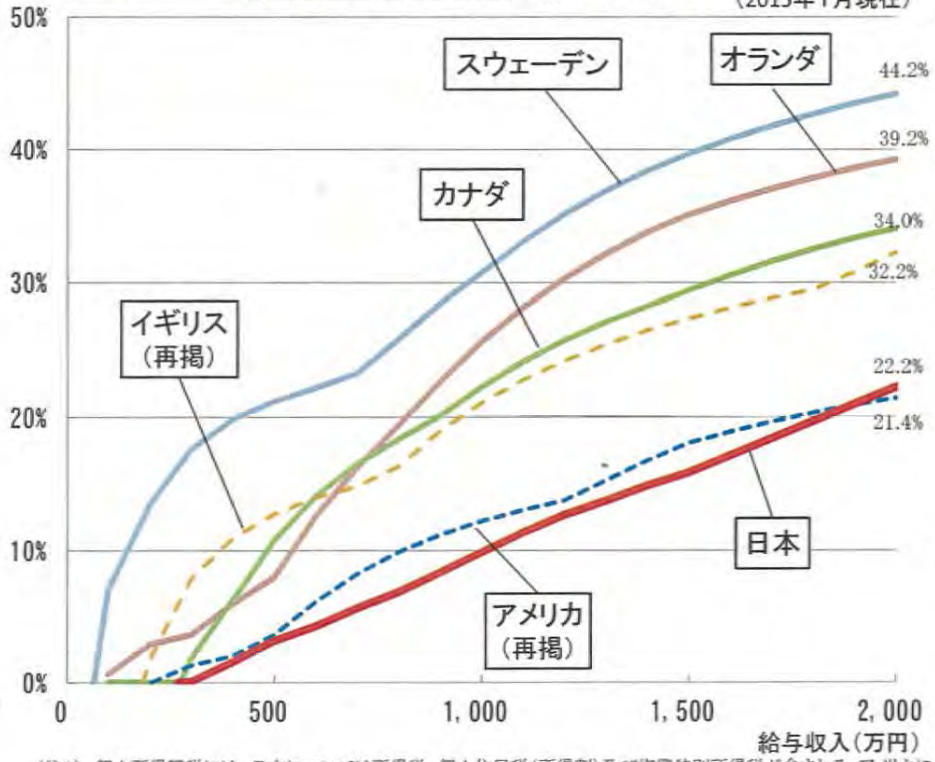

個人所得課税及び社会保険料の実効負担率

（負担率）　（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）　（2015年1月現在）

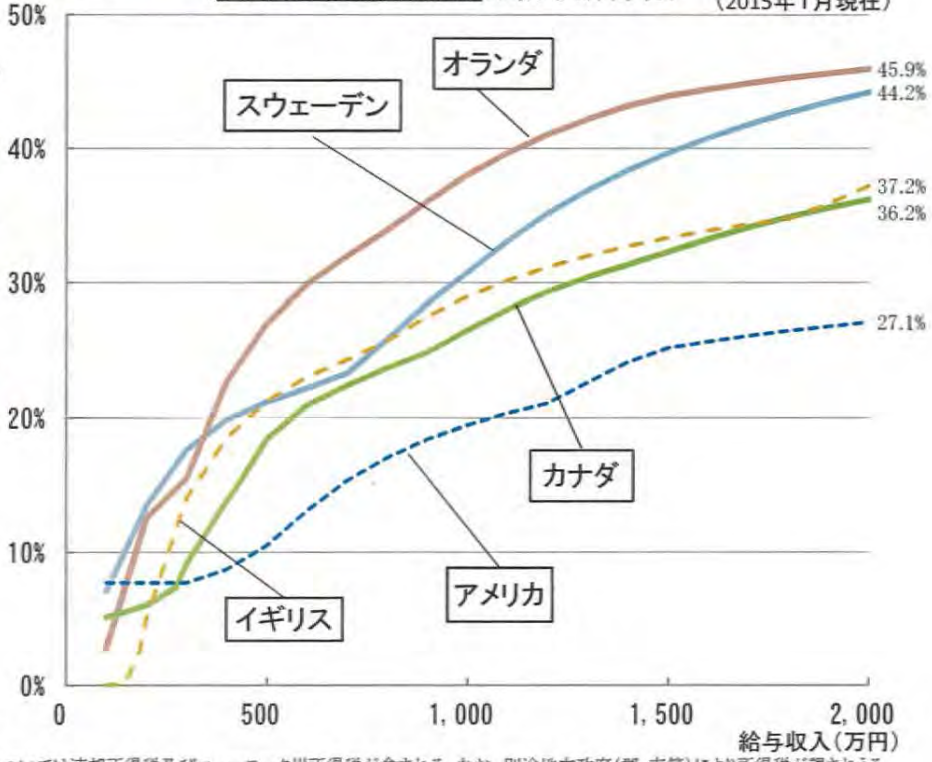

（注1）　個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（都・市等）により所得税が課されうるが、本資料においてはこれを加味していない。カナダについては所得税及びオンタリオ州所得税が含まれる。スウェーデンについては所得税及び地方所得税（定率29.78%（ストックホルム市の場合））が含まれる。各国において個人所得課税の負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみ考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。

（注2）　社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、アメリカについては被用者に適用される老齢・遺族・障害年金・メディケア・パートAの保険料率、オランダについては老齢年金・一般遺族年金・特別医療費保険の保険料率、イギリス・カナダ・スウェーデンについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

（注3）　比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が16歳として計算している。

（備考）　グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル＝116円、1ポンド＝183円、1ユーロ＝145円、1カナダドル＝103円、1スウェーデン・クローネ＝16円（基準・裁定外国為替相場：平成27年（2015年）1月中適用）。

日本・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランスの場合

夫婦子2人・共働き
【収入比 3:1】

※ 社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリスでは医療に税方式が採用されていることやアメリカでは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しないことから比較の対象としていない。

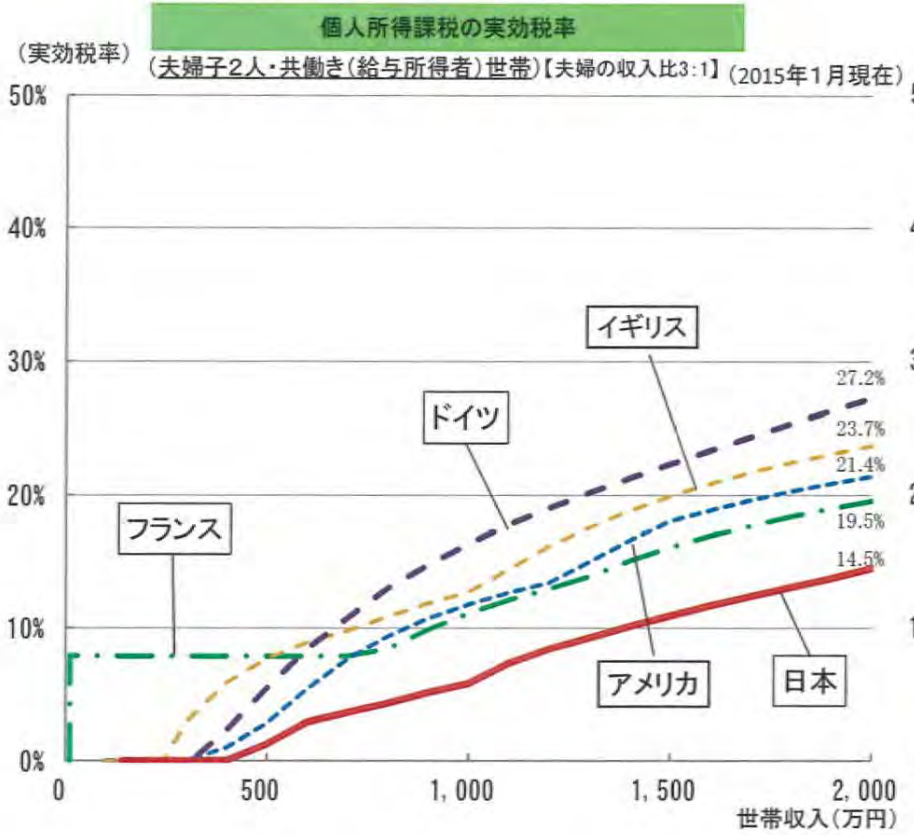

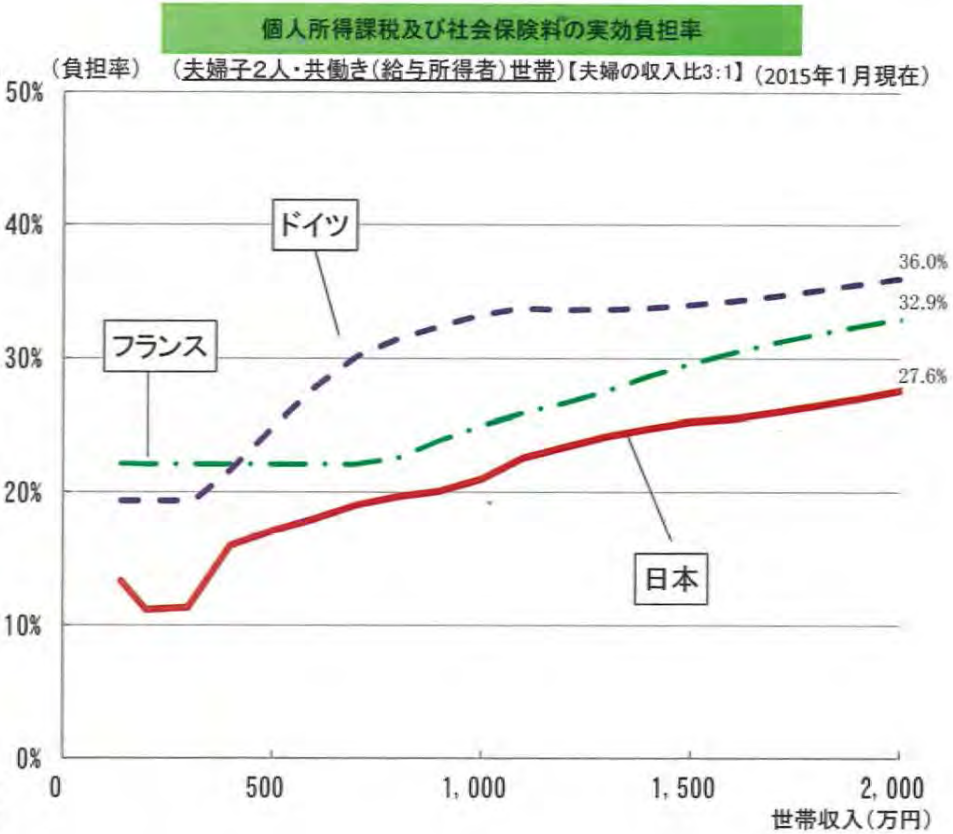

(注1) 個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税(所得割)及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府(郡・市等)により所得税が課されうるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税(算出税額の5.5%)が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税(一般社会税等:所得税とは別途、収入に対して定率(合計8%)で課される)が含まれる。なお、同国では、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、所得に対して0%～4%(3段階)の高額所得に対する所得課税が課される(ただし、上記図中においてはこれを加味していない)。各国において負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除(全額給付措置)等の措置は考慮していない。

(注2) 社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、ドイツ・フランスについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

(注3) 比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が16歳として計算している。

(備考) グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル＝116円、1ポンド＝183円、1ユーロ＝145円(基準・裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。

日本と大きく社会保険制度が異なる国々の場合

夫婦子2人・共働き
【収入比 3:1】

※ 社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリス、カナダ、スウェーデンは医療に税方式が採用されている点で、アメリカは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しない点で、オランダは一部の公的医療保険に係る保険料が保険者たる民間保険会社ごとに異なるため、負担率の計算上これを含めることができないなどの点で、日本と社会保険制度が大きく異なるため、比較の対象としていない。

個人所得課税の実効税率

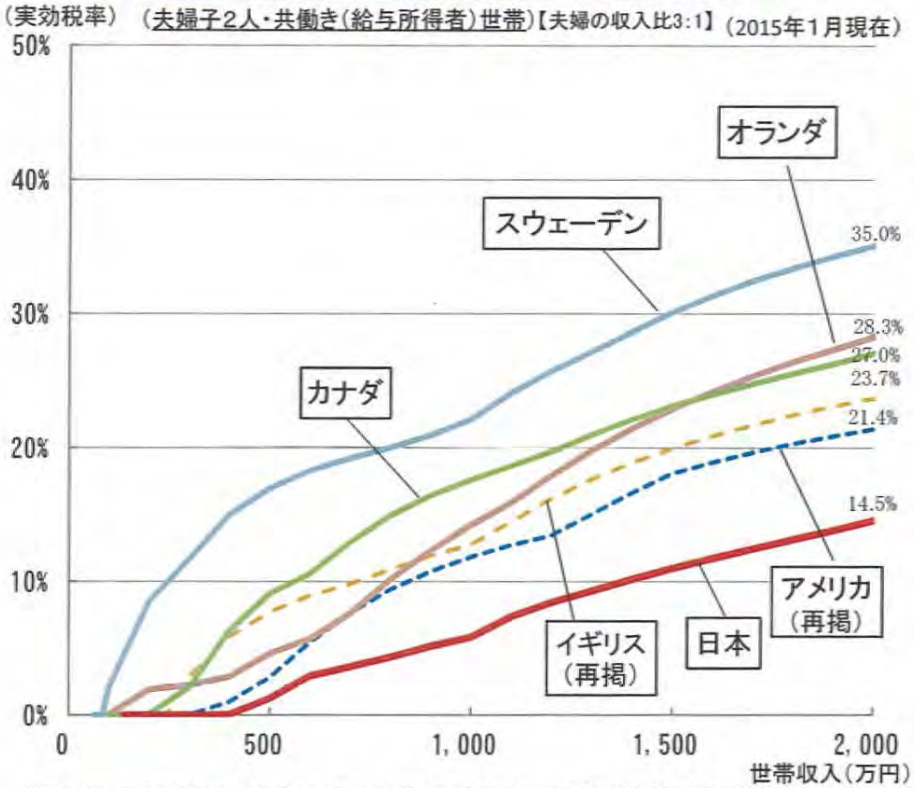

個人所得課税及び社会保険料の実効負担率

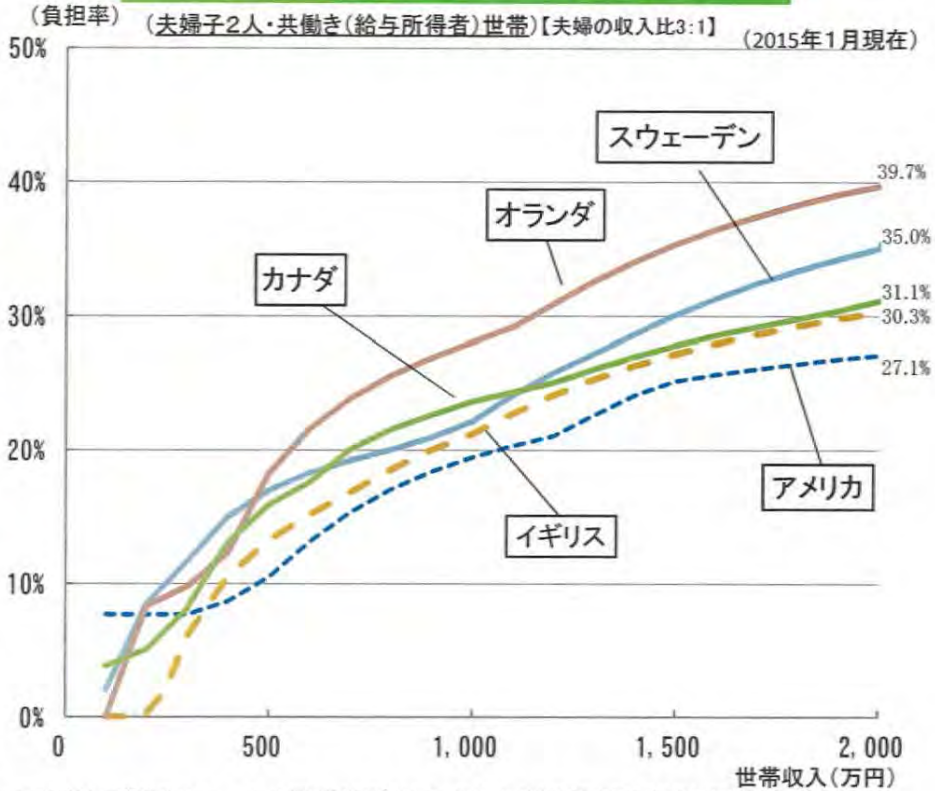

（注1） 個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（郡・市等）により所得税が課されうるが、本資料においてはこれを加味していない。カナダについては所得税及びオンタリオ州所得税が含まれる。スウェーデンについては所得税及び地方所得税（定率29.78%（ストックホルム市の場合））が含まれる。各国において個人所得課税の負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみ考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。

（注2） 社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、アメリカについては被用者に適用される老齢・遺族・障害年金・メディケア・パートAの保険料率、オランダについては老齢年金・一般遺族年金・特別医療費保険の保険料率、イギリス・カナダ・スウェーデンについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

（注3） 比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が16歳として計算している。

（備考） グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル＝116円、1ポンド＝183円、1ユーロ＝145円、1カナダドル＝103円、1スウェーデン・クローネ＝16円（基準・裁定外国為替相場：平成27年（2015年）1月中適用）。

日本・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランスの場合

夫婦子2人・共働き
【収入比 3:2】

※ 社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリスでは医療に税方式が採用されていることやアメリカでは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しないことから比較の対象としていない。

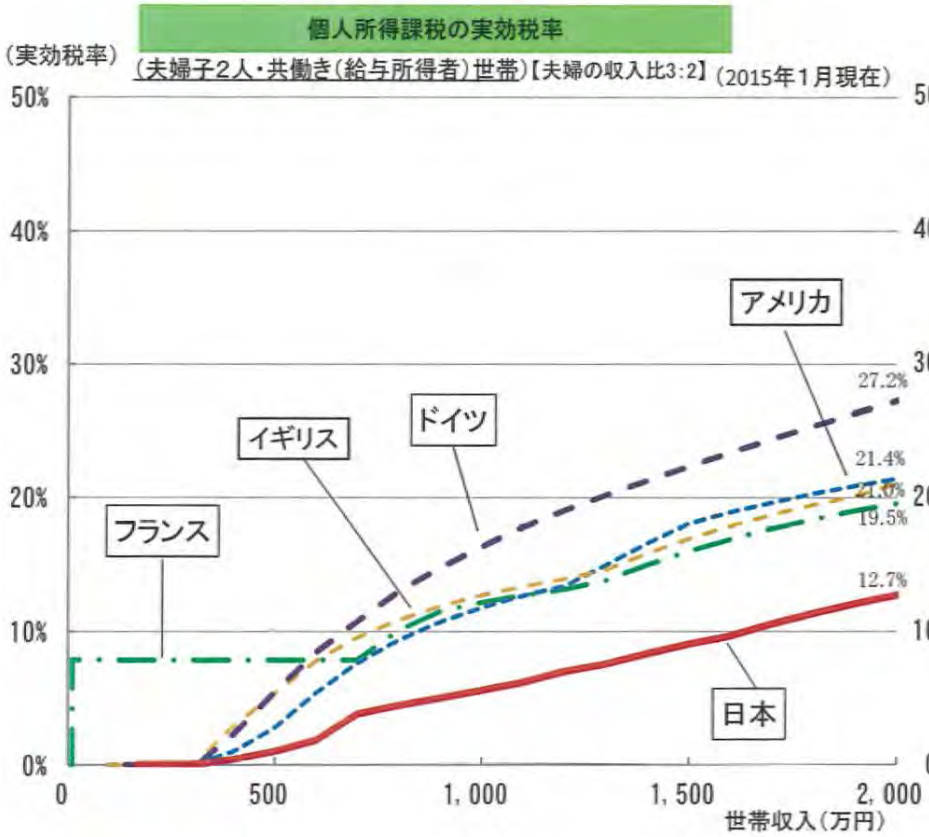

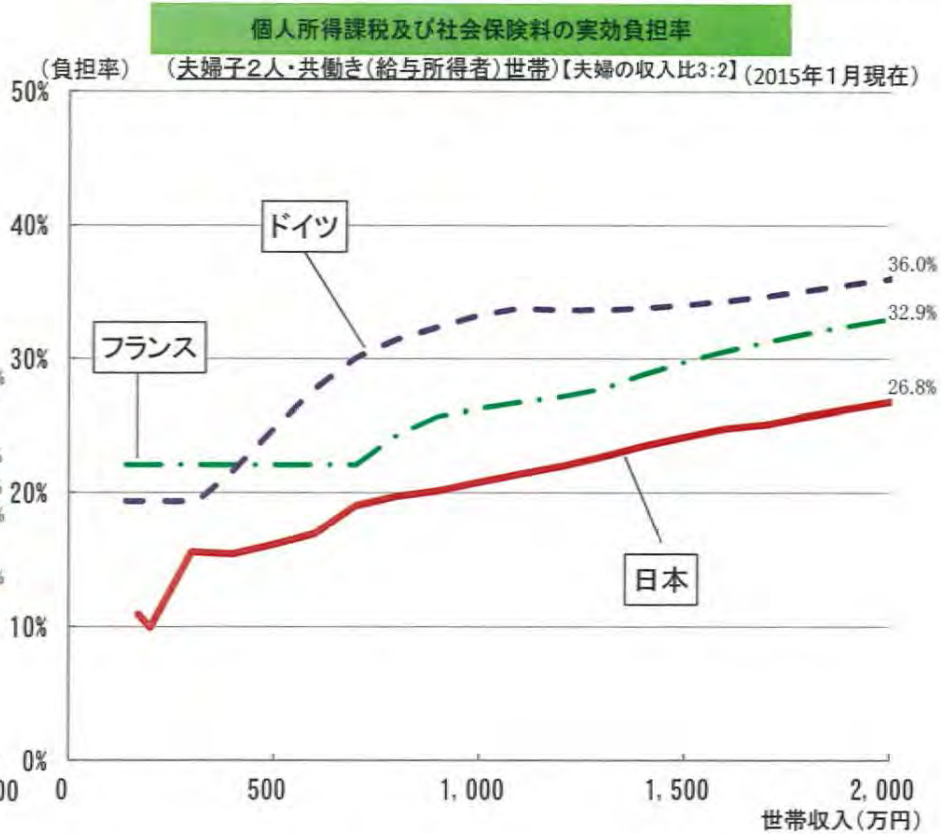

(注1) 個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税(所得割)及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府(郡・市等)により所得税が課されうるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税(算出税額の5.5%)が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税(一般社会税等:所得税とは別途、収入に対して定率(合計8%)で課される)が含まれる。なお、同国では、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、所得に対して0%～4%(3段階)の高額所得に対する所得課税が課される(ただし、上記図中においてはこれを加味していない)。各国において負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除(全額給付措置)等の措置は考慮していない。

(注2) 社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、ドイツ・フランスについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

(注3) 比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が16歳として計算している。

(備考) グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル＝116円、1ポンド＝183円、1ユーロ＝145円(基準・裁定外国為替相場:平成27年(2015年)1月中適用)。

日本と大きく社会保険制度が異なる国々の場合

夫婦子2人・共働き
【収入比 3:2】

※　社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリス、カナダ、スウェーデンは医療に税方式が採用されている点で、アメリカは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しない点で、オランダは一部の公的医療保険に係る保険料が保険者たる民間保険会社ごとに異なるため、負担率の計算上これを含めることができないなどの点で、日本と社会保険制度が大きく異なるため、比較の対象としていない。

個人所得課税の実効税率

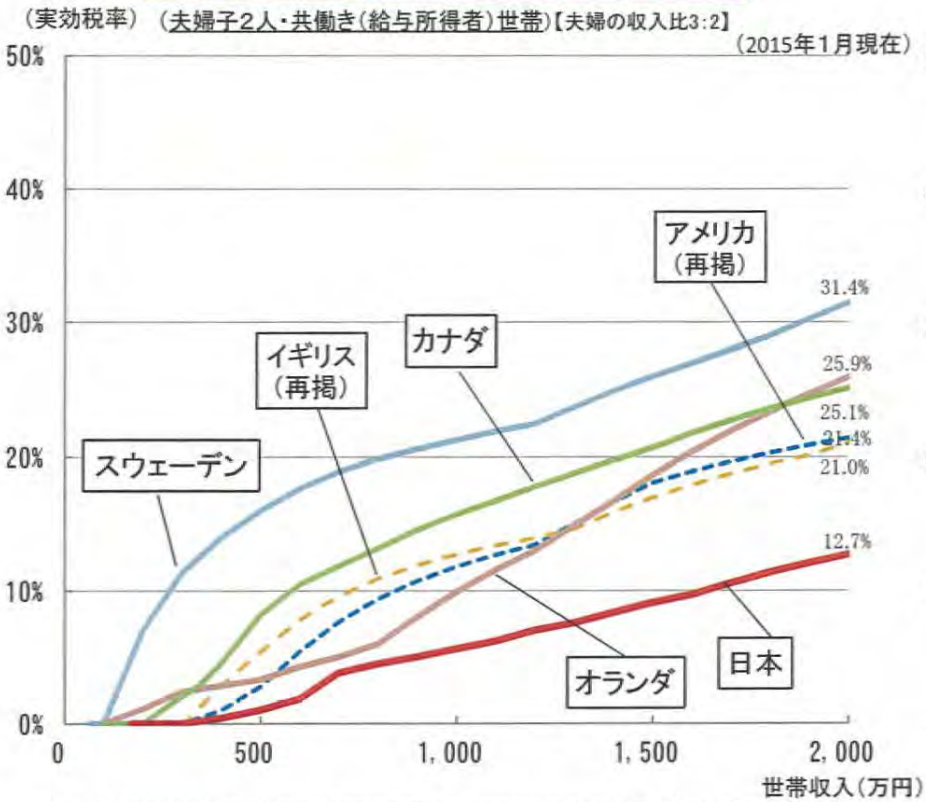

個人所得課税及び社会保険料の実効負担率

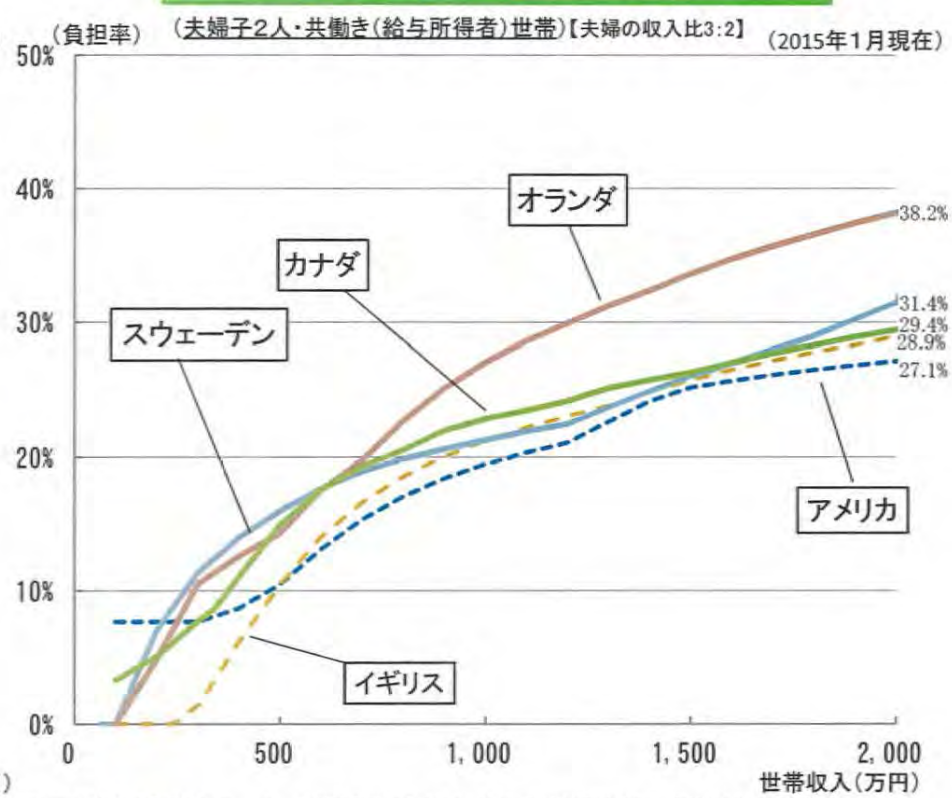

（注1）個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（郡・市等）により所得税が課されうるが、本資料においてはこれを加味していない。カナダについては所得税及びオンタリオ州所得税が含まれる。スウェーデンについては所得税及び地方所得税（定率29.78%（ストックホルム市の場合））が含まれる。各国において個人所得課税の負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみ考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。

（注2）社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、アメリカについては被用者に適用される老齢・遺族・障害年金・メディケア・パートAの保険料率、オランダについては老齢年金・一般遺族年金・特別医療費保険の保険料率、イギリス・カナダ・スウェーデンについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。

（注3）比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が16歳として計算している。

（備考）グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。邦貨換算レートは1ドル＝116円、1ポンド＝183円、1ユーロ＝145円、1カナダドル＝103円、1スウェーデン・クローネ＝16円（基準・裁定外国為替相場：平成27年（2015年）1月中適用）。